

秋田県

公文書館だより

第9号 平成10年10月1日



旧秋田県庁舎(『秋田県史』第五巻 明治編より)

「土木課事務簿 県庁新築之部 二ノ二」(6189)

簿冊の中に保存された布地見本

昭和三十二(一九五七)年に火災で焼失した旧秋田県庁舎(秋田市土手長町中丁)は、明治十三(一八八〇)年に落成した。それ以前の県庁舎は旧佐竹義尚邸を使用していた。十三年に初めて、県庁舎が洋風新築されたのである。

明治十一年から十三年の「土木課事務簿 県庁新築之部」(巻八番)には、県庁舎建設の際の土地や建築資材、その他、諸物品の買上げに関する文書が多い。秋田で手に入らない資材や物品は東京などで購入されている。

写真は庁舎の敷物用として、明治十二年に東京出張の勤業課員から土木課に郵送された布地見本である。文書には「シウタン、タンツ」と記され、絨毯と緞通であることが判る。土木課は布地の強さと二坪当たりの値段を購入の目安としていた。『秋田県史』明治編には、最終的にズツク地が庁舎の敷物に採用されたとある。見本の布地は結局不採用だったらしい。が、一二〇年ほど前に売買されていた毛織商品のサンプルが県庁簿冊の中から出てきたのは大変興味深い。

(公文書課 柴田知彰)

利用者の声

公文書館を利用して

秋田市立佐竹史料館主査

中田 好彦



記と呼ばれる小さな日記である。この日記は、秋田藩の評定奉行や藩校明德館の文学を勤めた野上陳令の手になるものである。

前述の日記は、かつて県立図書館から「菅江真澄没後百六十年資料展」のため赤れんが郷土館で借用した経緯のある史料であり、約六年ぶりの対面となるはずであった。

企画展では、紀行家としても知られる菅江真澄の関係資料も展示されることであり、彼が旧跡吟味を仰せつかった証として是非とも公開展示したい史料であった。

移管されたことを知らなかった私が、最初図書館奉仕課を訪ねての返事は「公文書館に移管されました。」史料が簡単に手の届かない所に行ってしまった様に感じたことを思い出す。

それまで、図書館を利用してきた郷土関係史料の研究者にとつては、なんと不便になったことかと

感じたに違いない。多くの利用者にとつて、他の機関からどの様な史料が公文書館に移管されたのか、その時点ではまだ周知されていなかった。

まずは、手元にある県立図書館の郷土文献目録や、東山文庫目録、博物館収蔵資料（歴史資料）目録などから移管史料を確認する作業をはじめたことを思い出す。

すでに出版された書籍等に引用された史料が、秋田県立秋田図書館所蔵品として紹介されている場合は、確認が必要であり、煩わしいことも知れない。

それ以後、佐竹史料館では写真撮影はもとより、代表的な日記として知られる「梅津政景日記」をはじめ、「石井忠運日記」、県立博物館から移管された賀藤景林関係の「木山方絵図」など、数多くの史料を借用し、公開展示している。

また、利用に関しては、史料の大小、形態をはじめ、事前調査を心掛ける様になっている。写真撮影が必要な場合は、特に撮影状態を考慮に入れる必要がある。軸装された史料の全体はなかなか撮影しにくくなっている。

初めて公文書館を利用する方

は、遠慮せずに受け付けカウンターを訪ねていただきたい。コンピュータにより整理された備え付けの目録から目的とする史料が見つかるはずである。

ただ、史料の閲覧申請、複写力ード、出版掲載許可申請など全てを利用する場合は、三枚の書類を書かなければならず、一度に済ませる方法はないものであろうか。

とにかく、公文書館は、近世関係だけでも五万点を超える史料を所蔵し、秋田の歴史がここにあると言える。

県民を始め、県外の方々にとつても、秋田の過去を知るには、最大の施設であり、より多くの来館者が、秋田関係の史料を実際に手に触れ、目で見てもらいたいものである。慶長七年（一六〇二）、佐竹氏が秋田に転封されてから四百年を迎えようとする。まさに時代を超えて当時の史料がここに現存する。

今後、利用者自身が時代を超えて残された史料の価値と、保存について考えながら、利用していくことがさらに県民の財産としての公文書館を創っていくことになるものと期待している。

多くの戸惑いと、期待の中で初めて公文書館を訪ねたのは、平成六年の春のことである。この年の四月に私が異動した佐竹史料館の企画展として、秋田の藩政期に活躍した文人の書面を中心に紹介する展覧会の資料調査の為に訪れた。開期を六月初旬に控え、職場が変わってから、初めての企画展となるもので、短期間でいかに多くの資料を集められるかは、所蔵資料の少ない史料館にとつて、借用先のご好意に頼ることが非常に多い。目的とする史料は現在、公文書館が所蔵している「御学館文学日

資料紹介

「卒家譜」について

明治二（一八六九）年の版籍奉還後、公卿や諸大名は華族、その家臣は士族か卒族の身分とされた。卒族には足軽などの軽輩の武士が編入された。しかし、卒族身分が存在したのは極めて短期間であった。明治五年三月の太政官達第二九号は、各府県に対し管内居住の世襲卒族の調書を大蔵省に提出することを指令した。世襲卒族の士族

身分編入のためである。一代限り抱えの卒族は平民とされ、家禄支給は打ち切りとなった。

秋田県はこれを受け、明治六年一月に布達第一九号で、小区戸長に世襲卒族の系図を取りまとめさせた。その際、戸長より県庁に提出された系図が「卒家譜」の名前で編纂されたと考えられる。現在、「卒家譜」は二九冊分が保存されている。各家から提出された系図は、居住地域ごとにまとめられ簿冊に編綴された。

「卒家譜」は、前号で紹介した「士族卒明細短冊」と同時期に行われて調査の上、提出された。「卒家譜」の場合、各家の藩政時代の禄高及び役職の他、遡れる限り代々の当主の姓名と家督相続及び隠居の年が記載されている。世襲の家柄を証明し、士族としての家禄収入を確保することが作成の目的だったためである。明治六年の布達第一九号には、「若偽り筋



卒家譜 第十七号 (11498)

申立他日露見二及候二においてハ屹度可及所置候事」とある。家系偽造は厳しく処分されることになっていた。

「卒家譜」は、旧藩の足軽など軽輩の武士の家に付き家系を調べることが出来る貴重な史料である。当館では、平成九年度事業として「士族卒明細短冊」と共に複製本を作成し閲覧室に配架した。今後、両資料併せてルーツ探しなどに利用出来る。

だが、「卒家譜」には史料的な制約も存在する。第一は、現存する殆どが旧秋田藩分であることである。一冊のみ旧本荘藩分だが、

他の県内旧諸藩の「卒家譜」は無である。明治六年の布達第一九号は「元秋田藩従来卒家譜明細調可差出事」との指令であった。なぜ、県内居住の全ての世襲卒族を対象とせず、旧秋田藩分のみとしたのかは不明である。その後、他藩の卒族を調査させた布達も見えない。旧本荘藩分が残っていることから、或は他藩の「卒家譜」も編纂され、長い年月の間に失われたことも考えられる。だが、正確な事情は現時点では分からない。

第二は、卒家譜の提出対象から一代限りの卒族と陪臣の卒族が除かれていることである。これら卒族の家系は「卒家譜」からは分らない。

第三は、提出する系図の書式が指定されなかったため、各家ごとに記述の詳細さに差があることである。また、各家により先祖に関する記憶にも違いが有ったらしい。藩政初期の慶長年間に遡る系図が有る一方、先代姓名不詳として藩政中期や後期から書き始めたものも多い。

利用の際、「卒家譜」を調べても完全に家系を遡れないケースも有ることに注意されたい。

(公文書課 柴田知彰)

資料紹介

遊行上人の書状

「秋田藩家蔵文書」より

「遊行上人」とは「清浄光寺を拠点とし、廻国する時宗の指導者」(『日本史大辞典』平凡社)とされ、時宗の開祖である一遍の流れを汲み、各地を遊行しながら念仏を称えて廻る時宗遊行派の指導者のことをいう。狭義では一遍、もしくは時宗遊行派の開祖他阿真教を指すことも多いという。

ここで紹介する遊行上人の書状は「秋田藩家蔵文書」という秋田藩で編纂された史料群に含まれる。秋田藩では元禄九年(一六九六)に、いわゆる「佐竹家譜」編纂のため諸士・寺社などから相伝文書・記録・系図等を文書所に提出させた。文書所ではこれら古文書類の鑑定・書写などを行い、所蔵者に原本を返却した。その後数回にわたって追加・増補が行われ、六十一冊の構成となった。現在では原本が失われた中世文書の写しを数多く含んでいる。



「他阿弥陀仏書状」(一部分「秋田藩家蔵文書」59寺社文書 下)

この「秋田藩家蔵文書」には遊行上人から出された書状が十一point含まれている。(表参照)

佐竹氏と時宗との関係は鎌倉時代まで遡る。戦国期に至り天文七年(一五三八)遊行二十七代上人他阿真寂が常陸国を遊行した際、佐竹義篤と交流があり、義篤・義昭・義昭夫人は死去後、それぞれ

時宗寺院に埋葬されている。

これらの書状のうち慶長八年(一六〇三)に他阿弥陀仏から佐竹義重にあてられた書状は、佐竹氏が常陸国から慶長七年に秋田に転封された直後に出されたものである。ちなみにここでいう他阿弥陀仏は遊行三十二代上人普光のことを指す。普光は佐竹氏の一族、小野氏の出身で、天正十二年(一五八四)日向国で遊行上人の位を継いでいる。

天正十七年越後国北条で遊行上人の位を他阿満悟に譲り、藤沢上人となるものの、戦火で焼失した時宗本山である清浄光寺(神奈川県藤沢市)の再建が進まず、故郷である常陸国小野(茨城県常陸太田市)に帰った。その後も清浄光寺の再興はなかなか進まず、天正十八年豊臣秀吉の小田原合戦の際、また焼失している。

天正十九年に佐竹義宣が、小野に帰っていた普光を水戸に招き、水戸に「藤沢道場」を創建した。この時期佐竹氏が時宗を保護した背景には、遊行上人の宗教的影響力・廻国による各地情勢への精通などがあげられる。

	整理記号	史料名	和暦	月	日	差出人	宛名
1	A 280-69-59-45	他阿弥陀仏書状	(慶長8)	2	20	他阿弥陀仏(普光)	佐竹御閑居(義重)
2	A 280-69-59-46	他阿弥陀仏書状	天正15	8	9	他阿弥陀仏(普光)	常念寺覚阿弥陀仏
3	A 280-69-59-47	他阿弥陀仏書状	文禄3	6	5	他阿弥陀仏(普光)	僧阿弥陀仏
4	A 280-69-59-48	他阿弥陀仏書状	慶長17	6	10	他阿弥陀仏(普光)	竜泉寺孫阿弥陀仏
5	A 280-69-42-74	他阿弥陀仏書状	(元和元)	卯	30	他阿弥陀仏(普光)	柳陰老士
6	A 280-69-55-17	他阿弥陀仏書状		4	晦	他阿弥陀仏(普光)	柳陰老士
7	A 280-69-10-158	他阿弥陀仏書状		3	2	他阿弥陀仏(真寂)	松庵
8	A 280-69-10-159	他阿弥陀仏書状		3	23	他阿弥陀仏(真寂)	松庵
9	A 280-69-10-160	他阿弥陀仏書状		7	21	他阿弥陀仏(真寂)	松庵
10	A 280-2-35-41	他阿弥陀仏書状	(慶長8)	11	初	他阿弥陀仏(普光)	少城
11	A 280-2-35-48	他阿弥陀仏書状	慶長9	6	朔	他阿弥陀仏(普光)	御城

「秋田藩家蔵文書」遊行上人書状一覧表

しかし慶長七年佐竹氏転封のため、保護を失った常陸地方の時宗寺院は苦境に陥り、水戸藤沢道場も寺領を減らされた。この書状では普光が佐竹氏に対し、常葉村(水戸市)にあった龍泉寺を源真(佐竹義昭、義重の父御位牌所として秋田に移転して欲しい、と「佐竹御閑居」(義重)に頼んでいる。この願いは聞き届けられ、慶長八年秋田に龍泉寺が建立された。

(古文書課 煙山英俊)

佐竹文庫（北家）

前回の西家（大館）に続き、同じ御苗字衆の北家（角館）を取り上げる。東家と南家の史料はまともりとしてはないので、宗家・西家・北家の三つの史料群が佐竹文庫としてまとめられていることになる。

北家は、佐竹義斯が初代秋田藩主・義宣の元服の際に加冠を勤め、以後代々佐竹家の加冠を勤めるこ



北家御日記

となつた名門である。明暦年間（二六五〜五八）に、それまで角館を支配していた菅名氏断絶の後を受けて、佐竹義隣（義斯の曾孫）が初代の所預として角館に着任して三六〇〇石の給地を有し、以後北家は明治に至るまで角館に居住し十一代を数えた。

〈角館北家系図〉

- ①義隣—②義明—③義命
- ④義抛—⑤義邦—⑥義躬
- ⑦義文—⑧義術—⑨義許
- ⑩義倫—⑪義尚：敬次郎

北家の史料は、昭和二十七年に当時の当主であった佐竹敬次郎氏より県立図書館に譲渡された八五五点に、昭和六十三年に古書店より購入した四一〇点を併せて角館佐竹家旧蔵文書として整理されたもので、当館開館に伴って移管された。AK記号の後に日本十進分類法の番号がふられており、枝番

等を整理した総数は二二九八点で、その根幹をなすのは、「北家御日記」（AK二二二—一—一〜七六五）である。

「北家御日記」は、北家の歴代当主・若君又はその家臣の筆による公式の記録で、二代義明から十一代義尚まで、延宝二年（一六七四）に始まり明治二十七年（一八九四）までの二二〇年に及ぶ日記である。当初は七八一冊以上あったと思われるが、現存するのは七六五冊である。藩末期にその欠本

が多く、慶応四年（一八六八）八月に戊辰戦争の一環として角館付近で展開された仙台・庄内軍との戦闘の記録は、残念ながら欠いている。義尚が男爵に叙され、東京に移住するに及び終筆した。

内容的には、所預としての公的な記事の他に、一族の動静・交際・風習など私的な記録も含まれ、近世のほぼ全時代と明治初頭に渉る記録であり、自筆原稿のためその価値は高く、昭和四十二年に県の有形文化財（書跡）の指定を受けている。

県立図書館時代に始まった翻刻事業は、当館に引き継がれ現在も継続中である。十五年計画で始まった翻刻も来年度で終了の見込み

となつている。翻刻が終了しても刊行までかなりの年数がかかるため、今のところ刊行の計画は具体的でないが、近い将来には活字本で見ることができるようになるであろう。また、閲覧室にはコピー本が全冊揃っているの、気軽に利用してもらいたい。

その他の北家史料は、西家同様に佐竹一門の武家伝来文書としての特徴を持ち、当主の一代記録・書状類・由緒書・被仰渡書などがあり、他の佐竹関係史料とともに重要な位置を占める。北家御日記以外の主なものの内訳を概数で示すと次のようになる。

〈佐竹北家史料の主な内訳〉

- 伝記・系譜・家伝等 九〇
- 政治・行政関係 一四〇
- 財政・経済関係 一二〇
- 有職故実・冠婚葬祭等 五〇
- その他 一三〇

例えば、伝記・系譜には、文書所提出の系図に関連する文書や岡本元朝書状などが含まれ、藩の系図編纂事業の舞台裏を知ることができる。

参考…「角館誌」ほか

（古文書課 佐藤 隆）

企画展 紹介

近世秋田の国境 〜境界論にみる秋田藩の対外交渉〜

今年の公文書館企画展は、江戸

時代の境界論をとりあげました。境界論とは、水源や木材の確保、鉱山の採掘などをめぐり、隣藩との間で生じる土地問題のことで、近世社会では、全国的に境界論が数多く発生し、その解決は各藩で大きな課題となりました。

今回の展示では、館蔵史料のうち秋田藩の境界論に関する史料の一部を、以下の展示構成で紹介しました。

●近世秋田の境界論

秋田藩が関連した主な境界論を地図と年表で紹介しました。

また矢立杉や境明神、境塚など、現在でも県内各地に残る境界論の跡を写真パネルで紹介しました。

●境界論の発生と裁許

〜奔走する藩役人〜

南部藩との境界論を例として、境界論の発生から江戸幕府の裁許をうけての解決までの流れを紹介



しました。

境界論がどのように発生し、また、解決にむけて藩の役人や地元住民がどのような活躍をしたのか、彼らの奮闘の様子を中心にまとめました。

また、藩境確定の証拠として作成された裁許絵図を特別に紹介す

るとともに、重要な証拠として秋田藩に保管されてきた経緯にも触れました。

●境界論の再燃

〜苦悩する藩役人〜

八卦通境界論を例として、幕府による裁許後に再燃する様子をまとめました。

藩役人の書状や、解決時の証文などを展示し、長期にわたり努力する藩役人の様子を紹介しました。

●境界論と抛人

〜地元で活躍する人々〜

境界論にあたり、地元で多岐にわたる活躍をした抛人と呼ばれる人々を紹介しました。

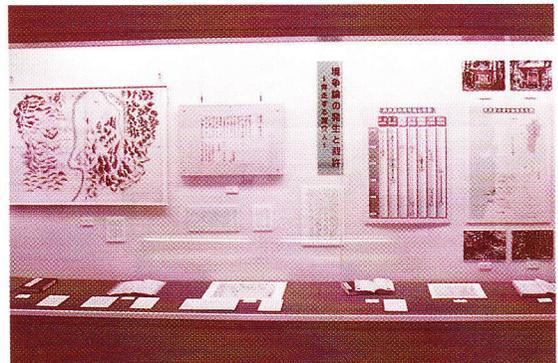
地元で詳しい彼らが各地で重要な役割を担った様子を、関連する絵図などとあわせて紹介しました。

また、これまで調査にあたった県内各地の抛人史料から、その一部を写真パネルで紹介しました。

●境界論のあと

藩役人や抛人の活躍により多くの境界論が解決に向かいますが、近世末期の境界論の様子を、地図や略図などとともに紹介しました。

境界論とは、一般にあまりなじみのないテーマではありますが、



近世の秋田藩にとっては、非常に大きな課題であり、その重要性は膨大に残された記録からもうかがうことができます。これらの史料は、秋田藩から秋田県に引き継がれ、県庁内に保管されてきました。このため今回の展示では、展示のかたちで一般に公開されるのは初めてとなる史料が多く出展され、多くの方々の関心を集めました。

期間 前期 8月25日〜9月19日
後期 11月16日〜12月9日

(古文書課 加藤昌宏)

資料保存施設をたずねて

大内町歴史民俗資料館

由利郡大内町岩谷町字日渡一〇〇

大内町歴史民俗資料館は大内町役場に隣接する建物の中にあります（写真）。

古文書を含む歴史資料は、それが伝来されてきた現地で保管されるのが最も良いとされています。大内町でも基本的に古文書を所蔵される個人宅で保管し、その史料をマイクロフィルム撮影すること

で、史料の保存と活用を進めています。

大内町では文化財指定とした古文書の所蔵者には桐製の保存箱を贈り、保存環境を守るとともに、それ以外の古文書所蔵者についても、地域の歴史的財産として貴重な史料なので大切にしようと呼びかけているとのことでした。

史料の翻刻も順次進められており、「下川大内村村会議事録」「六郷町岩屋朝明氏所蔵文書」「岩野目沢松永康家文書」「岩野目沢肝煎文書」「社寺明細帳」「亀田藩村別石高書」などの翻刻原稿がファイル化され、整然と整理されています。

歴史民俗資料館では年に二回展示替えをしながら企画展を行っているそうです。別室には昔懐かしい民具などが展示されています。これらは町内のケーブルテレビなどの広報活動を通じて集められたとのことでした。



市町村史料保存機関 連絡協議会報告

昨年度に引き続き、県内の各市町村の文書保存担当者を対象として、五月十一日（月）に当館多目的ホールにて標記協議会を開催しました。三〇市町村から四二名の参加があり、史料保存に関する報告・討議が行われました。

午前は、史料保存機関としての当館の役割について、当館職員による情報提供を行い、午後は、これまで当館で行ってきた史料所在調査の概要報告をもとに、各市町村の現状・問題点について全体協議を行いました。終了後、個別の相談や当館の書庫等の施設見学を行い、閉会しました。

当協議会も今回で三回目を迎えて、市町村による自主運営組織への発展ができればと考えています。参加者のアンケートによるとその形はまだ時期尚早との意見が多く、当面は現在の形で継続していきたいと考えています。今後とも史料保存の努力をお願いします。

古文書解読講座報告

今年度の古文書解読講座は八月四・五日の両日、当館多目的ホールにて七一名の参加により開催されました。講座内容は以下の通り。

講座① 遊行上人の書状

（秋田藩家蔵文書） 煙山英俊

講座② 奥羽越列藩同盟と秋田

（戸村家文書） 柴田次雄

講座①は、佐竹入部直後の遊行上人の書状を取り上げ、近世初頭の秋田藩の状況や戦国期の関東の時宗を取り巻く状況などを紹介しました。これまであまり講座に取り上げられてこなかった文化・宗教的分野であり、参加者の興味を引きました。

講座②は、戊辰戦争後一三五年のイベントが各地で行われる中、当館所蔵の幕末の家老・戸村十太夫の文書を使い、幕末の秋田藩の裏の動きを追うという内容でした。秋田藩の成立期と消滅期の双方の時期を取り上げ、充実した内容の講座となりました。来年度も多くの参加を望みます。

98年度県庁公文書の引継ぎ状況

今年度は一六一五〇冊の県庁公文書が引継がれ（本庁分八二五〇冊、地方機関分七九〇〇冊）、六月十八日と二十五日の両日、学事文書課記録書庫から当館への搬入作業が行われました。本庁分が昨年より三千冊近く増えたものの、

総数はここ三年間一万六千〜七千冊の水準で推移しています。今回は「山林原野其他原由取調書（林政課）など明治期に作成された珍しいものもいくつか含まれています。

引継いだ公文書を書架に並べてからは次のような作業が始まります。先ず引継いだ簿冊の冊数を確認し整理番号を付け、資料名などを電算入力します（一次整理）。次に簿冊の内容を一つひとつ確認しながら資料名や資料情報などを整理・確定し、評価を加えていきます（二次整理）。そして最終的には、歴史資料としての価値により保存あるいは廃棄の判断を行います（評価選別）。これら一連の

作業は取りこぼしがないよう十分時間をかけて行われます。それまでの間引継がれた公文書は、温度・湿度が一定に保たれた文書にとつて最適な環境のもとで時を過ごすこととなります。

ところで、今回引継がれた簿冊の中には保管が万全でなかったと思われるものがありました。言うまでもなく湿気は紙の大敵で、大切な文書をカビで台無しにしてしまいます。保管には十分注意しましょう。

（公文書課）

部局別県庁公文書引継簿冊数

部局名	引継簿冊数
土木部	5,572冊
総務部	2,554
農政部	2,496
福祉保健部	2,030
生活環境部	1,193
林務部	1,058
商工労働部	985
出納局	235
企画調整部	27

（98年度引継分）

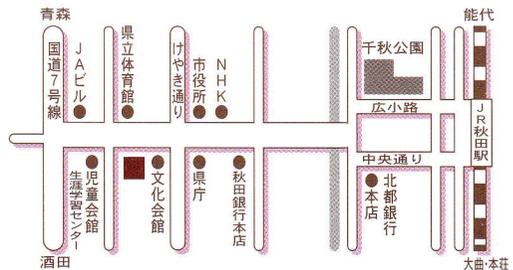
公文書館利用案内

○開館時間

平日 9:00～19:00
土・日曜日 9:00～17:00

○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日（毎月第3日曜日の翌日除く）
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日（月の初日）
- ・特別整理期間（8月～10月中の15日間）
- ・年末年始（12月28日～1月3日）



編集後記

整理作業のため毎日多くの公文書に触れます。その中に先輩の名前を見つたりするとふと懐かしさを覚えます。県政を担った諸先輩の日々の仕事を反映するものが公文書であり、歴史資料としての重要性を感じます。（桜）

当館には自治体史編纂事業に携わる方々が、県の内外を問わず来館され、各地域に関連する史料の熱心な調査が行われています。このような調査を通じて、各地域で

の史料保存に対する意識が高まっていくことを願っています。（煙）

公文書館だより 第9号

平成十年十月一日発行
編集発行 秋田県公文書館
（表紙題字 寿松木 毅）

〒〇一〇一〇九五二
秋田市山王新町一四一三二
☎（〇一八）八六六一八三〇一
印刷 株式会社秋田ソノベ